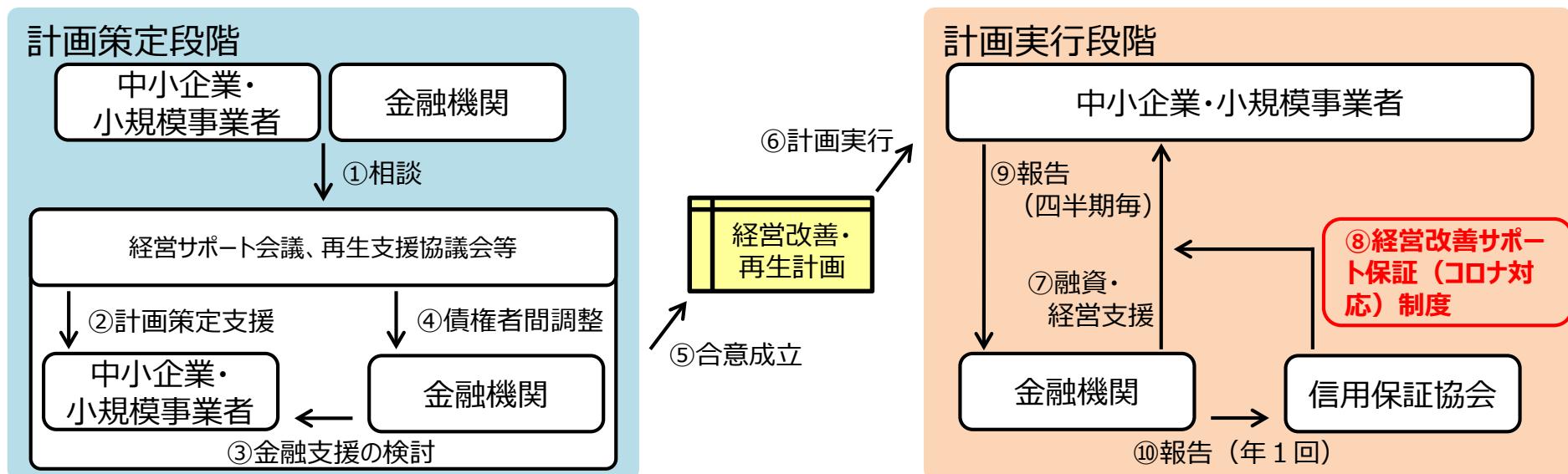


経営改善サポート保証（コロナ対応）制度について

- 経営改善サポート保証制度は、経営サポート会議（※）や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 今後、コロナ禍で債務を抱え、特に経営状況の苦しい企業の利用ニーズが増加することが想定されることを踏まえ、据置期間を最大5年に延長した上で、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を講じる。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み



○保証限度額 2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）

○保証割合 責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証。

○保証料率 0.2%（従前：0.8%以内、1.0%以内）

○金利 金融機関所定

○保証期間 15年以内

○据置期間 5年以内（従前：1年以内）

※ 太字下線部分は、現行制度との変更点。

(参考) 経営サポート会議について

- 経営サポート会議とは、経営改善計画や金融支援の内容について合意形成を希望する中小企業者が、取引金融機関と一堂に会し情報共有・意見交換を行う場（バンクミーティング）。
- 中立・公正な信用保証協会が事務局役となることで、複数金融機関と取引がある場合でもスムーズな調整が可能。

